「生活保護基準引下げ処分取消訴訟」の公正な判決を求める署名のお願い

2020年1月6日

生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会 愛知県社会保障推進協議会

日頃のみなさまの市民活動へのご奮闘に敬意を表します。

来春に、愛知「生活保護基準引下げ処分取消訴訟」の判決を前にして、名古屋地方裁判所への 公正な判決を求める個人署名および団体署名のお願いです。

2012 年に片山さつき議員らによる生活保護バッシングが巻き起こされ、その年末に政権に復帰した第2次安倍内閣は、2013年8月から2015年度までの3年で生活扶助費を670億円削減しました「下記(注1)]。

これに対して、全国 29 地域で訴訟が提起され、愛知でも 21 名が①各自治体に対する減額処分の取消訴訟と②政府の責任を追及し賠償を求める国家賠償請求訴訟を行なっています。

生活保護基準は、昨年 10 月からもさらに引き下げられています。

生活保護基準は、社会保障の言わば「最低基準、ナショナルミニマム」と言えるもので、その引き下げはさまざまな分野に悪影響を及ぼします[下記(注 2)]。

愛知訴訟は、全国のトップを切って、来年春に判決が予定されています。

裁判所は、原告・被告両者の主張に耳を傾け、研究者などの証人や原告本人の証人尋問を実施 し、慎重かつ丁寧な審理をしており、私たちは勝訴の可能性もあると感じています。

しかし、今も生活保護制度に対する世論の偏見・誤解があり、こうした状況の中では裁判所も公正な判決を出しにくいと思われます。

そこで、私たちは、愛知で 2 万名を目標にした個人署名と団体署名運動に取り組むことになりました。

別紙の裁判所への要請署名に貴団体ぜひご協力下さい。よろしくお願いします。

署名は、第 | 次集約 | 月末提出。最終集約・提出2月末を予定しております。

- (注 I) その特徴は、過去最大の下げ幅(平均 6.5%、最大 IO%)で、96%の世帯で削減を受け、子育て世帯での削減幅が大きいというものです。
- (注 2) 例えば、住民税が非課税となる人の範囲が減少する、国民年金保険料の免除範囲が狭まる、などなどです。

【署名用紙の送り先】

生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会・愛知県社会保障推進協議会

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-労働会館東館301 愛知社保協内 TEL 052-889-6921 FAX 052-889-6931 Email; <u>syahokyo@airoren.gr.jp</u> ※署名用紙は、できるだけ 2020 年 I 月 20 日までにお願いします。

名古屋地方裁判所民事第9部D0係 御中

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の公正な判決をお願いします

裁判所におかれまして、原告・被告両者の主張に耳を傾け、研究者などの証人や原告本人の証人尋問を実施され、慎重かつ丁寧な審理をされておられることに、感謝します。

本件の 2013 年度からの生活保護基準引下げは、過去最大の下げ幅(平均 6.5%、最大 10%)で、96%の世帯で削減となるものです。

証人尋問でも明らかになったように、生活保護基準部会における検証結果を正しく踏まえておらず、デフレ論は基準部会など専門家による吟味を一切経ていません。その上、生活扶助相当消費者物価指数は、なぜか2つの異なる算式を使い、電気製品(特にデジタルテレビ)の値下がりが過大に影響する計算をし、物価高騰の 2008 年を起点としたため下落率が増幅するなどの問題点も明らかになりました。

これらを考えると、本件の引き下げは異常であると判断せざるを得ません。たび重なる生活保護基準の引き下げに悲鳴をあげている原告らの実情を踏まえて、公正な判決を出されることをお願いします。その判決が、被告国ら行政に大きな衝撃・影響を与えるものであっても、臆すことなく真実を示していただきたいと思います。

以上、切にお願いする次第です。

名 前	住 所

【取り扱い団体】

愛知県社会保障推進協議会

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-7 労働会館東館 3F TEL 052-889-6921 FAX 052-889-6931 Email; syahokyo@airoren.gr.jp

【呼びかけ団体】

生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-労働会館東館 3 O 1 愛知社保協内 TEL 052-889-6921 FAX 052-889-6931 Email; syahokyo@airoren.gr.jp

※署名集約:第1次2020年1月20日。第2次2月末。呼びかけ団体までお願いします。

名古屋地方裁判所民事第9部D0係 御中

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の公正な判決をお願いします

裁判所におかれまして、原告・被告両者の主張に耳を傾け、研究者などの証人や原告本人の証人尋問を実施され、慎重かつ丁寧な審理をされておられることに、感謝します。

本件の 2013 年度からの生活保護基準引下げは、過去最大の下げ幅(平均 6.5%、最大 10%)で、96%の世帯で削減となるものです。

証人尋問でも明らかになったように、生活保護基準部会における検証結果を正しく踏まえておらず、デフレ論は基準部会など専門家による吟味を一切経ていません。その上、生活扶助相当消費者物価指数は、なぜか2つの異なる算式を使い、電気製品(特にデジタルテレビ)の値下がりが過大に影響する計算をし、物価高騰の 2008 年を起点としたため下落率が増幅するなどの問題点も明らかになりました。

これらを考えると、本件の引き下げは異常であると判断せざるを得ません。たび重なる 生活保護基準の引き下げに悲鳴をあげている原告らの実情を踏まえて、公正な判決を 出されることをお願いします。その判決が、被告国ら行政に大きな衝撃・影響を与えるも のであっても、臆すことなく真実を示していただきたいと思います。

以上、切にお願いする次第です。

年 月 日

組合名および代表者名

連絡先

【取り扱い団体】

愛知県社会保障推進協議会(愛知社保協)

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-7 労働会館東館 3F

TEL 052-889-6921 FAX 052-889-6931 Email; syahokyo@airoren.gr.jp

【呼びかけ団体】

生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-労働会館東館 3 0 1 愛知社保協内

TEL 052-889-6921 FAX 052-889-6931 Email; syahokyo@airoren.gr.jp

※署名集約:第1次2020年1月20日。第2次2月末。呼びかけ団体までお願いします。